

## 住居表示実施後の手続きについてのご案内

新たに住居表示が実施された地区にお住まいの方は、実施日（令和4年2月19日土曜日）から新しい住所（住居表示による住所）が設定され、住所が変わります。

住所が変わることに伴い、住所の登録を行っている各所へ、住所変更の届出等の手続きが必要となります。

この資料では、必要な手続きと、手続きの方法についてご案内します。



■市役所等で住所を書き換えるもの ➤ 2ページ  
届出を必要としないもの

■住所変更の手続きについて ➤ 3ページ～  
住所が自動的に変わらないもの、各手続きの方法など



## 1. 市役所・法務局（登記所）が書き換えるもの（主なもの）

公簿名	変更箇所	説明
住民基本台帳（住民票） 印鑑登録原票 戸籍の附票 国民健康保険被保険者台帳 選挙人名簿 上下水道利用者の住所 など	住所欄	市役所にある公簿類は、市役所が新しい住所に書き換えます。
戸籍 戸籍の附票 住民基本台帳（住民票）	本籍欄	市役所が書き換えます。
土地登記簿 建物登記簿 各種図面	表題部の 所在欄	不動産の所在は、山口地方法務局が新しい町名に書き換えます。 （令和4年2月19日変更 令和4年2月21日登記） <u>※ただし、所有者等の住所は、本人が変更登記申請をしないと変わりません。</u>

## 2. 住所変更の届出を必要としない免許証・証書等

- |              |       |
|--------------|-------|
| ● 印鑑登録証（カード） | ● 薬局  |
| ● 第2種電気工事士   | ● 医師  |
| ● 危険物取扱者     | ● 薬剤師 |
| ● 船舶操縦士      | ● 助産師 |
| ● 特殊無線技師     | ● 看護師 |
- 公共料金（NHK、NTT固定電話、中国電力、合同ガス、水道）  
住居表示実施後、長期間にわたり旧住所で請求書等が届く場合は、お手数ですが、直接ご連絡をお願いします。

### 3. 住所変更の手続きについて

チェック

1	郵便	⇒ P. 4	<input type="checkbox"/>
2	銀行など金融機関の預金口座（一部機関を抜粋して紹介します）	⇒ P. 5	<input type="checkbox"/>
3	運転免許証、運転経歴証明書をお持ちの方	⇒ P. 6	<input type="checkbox"/>
4	自動車、オートバイを所有している方	⇒ P. 7	<input type="checkbox"/>
5	不動産（土地・建物）の登記	⇒ P. 8	<input type="checkbox"/>
6	会社、各種法人の登記	⇒ P. 8	<input type="checkbox"/>
7-1	年金の給付を受けている方	⇒ P. 9	<input type="checkbox"/>
7-2	年金に加入している方	⇒ P. 10	<input type="checkbox"/>
8	健康保険、介護保険に加入している方	⇒ P. 10	<input type="checkbox"/>
9	その他の医療証、証書、手帳をお持ちの方	⇒ P. 11	<input type="checkbox"/>
10	マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方	⇒ P. 11	<input type="checkbox"/>
11	在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カードをお持ちの方	⇒ P. 12	<input type="checkbox"/>
12	旅券（パスポート）をお持ちの方	⇒ P. 12	<input type="checkbox"/>
13	その他事業所、営業所関係など	⇒ P. 13	<input type="checkbox"/>

## ■1 郵便

こんなことは (事柄)	
郵便配達	<p>手続きは必要ありません。 市役所から日本郵便株式会社へ新住所の通知を行いますので、実施日以降は新しい住所をご使用ください。</p> <p>なお、旧住所を記載していても、実施後しばらくの間（1年間）は郵便物が届きますが、なるべく早めに先方へ新住所をお知らせください。 また、郵便番号も変更されますので、新しい郵便番号の使用をお願いします。 （市からの通知（1月下旬以降に配布予定）をご覧ください。）</p>

住所変更通知用はがき（郵送料無料）を配布いたしますので、ご親戚・ご友人の方にはなるべく早めに住所が変わったことをお伝えください。



旧住所が記載されていてもしばらく（1年間）は新住所へ配達いたします。  
旧住所で郵便が届いた場合は、先方へ住所が変わったことを知らせてあげてください。



## ■ 2 銀行など金融機関の預金口座 (一部機関を抜粋して紹介します)

こんなことは (事柄)	金融機関	持って行くもの (必要書類など)
金融機関の預金口座 の住所変更	山口銀行 萩山口信用金庫	住居表示変更証明書、届出印、通帳・証書 本人確認書類は不要 (同居の家族であれば代理で委任状なく手続き可能、 ただし、同居の家族ご自身の本人確認書類(保険証、 運転免許証等：旧住所のままよい)が必要)
	西中国信用金庫	住居表示変更証明書、届出印、通帳・証書 本人確認書類が必要 (同居の家族であれば代理で委任状なく手続き可能、 ただし、住所表記が変更となる方の本人確認書類に 加えて、同居の家族ご自身の本人確認書類も必要)
	西京銀行 ゆうちょ銀行 JA山口県 中国労働金庫	住居表示変更証明書、届出印、通帳・証書 本人確認書類が必要
	みずほ銀行	住居表示変更証明書、届出印、通帳・証書 本人確認書類は不要

※住居表示変更証明書は、下記の市窓口で、申請に応じて無料で発行いたします。

令和4年2月18日までに事前申請された方につきましては、2月19日以降に届くように、証明書を新住所へ郵送いたします(上記期間中の申請に限り、証明書の郵送料は不要です)。

[発行窓口] 市役所3階生活安全課、各総合支所地域振興課、各地域交流センター(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)、および分館、大海総合センター

皆様の大切なお金をお預かり  
しています。  
お知らせしたい通知が届か  
なくなると困りますので、住所が  
変わったことをお知らせくだ  
さい。



お届出印と通帳をお忘れになる  
方が多いです。  
住所変更の手続きには必須のも  
のですので、窓口には必ずご持  
参ください。

### ■3 運転免許証、運転経歴証明書をお持ちの方

こんなことは (事柄)	どこへ (申請先・届出先)	いつまでに (期限)	持って行くもの (必要書類など)
自動車運転免許証 の住所、本籍の変 更	○総合交通センター 山口市小郡下郷 3560 番地 2 ☎ 083-973-2900 平日 (8:30~16:30) 日曜日 (10:00~12:00 、14:00~16:00)	速やかに手 続きをして ください。	1. 運転免許証または運転経歴証明書 2. 住居表示変更証明書 ※住居番号決定通知書は使えません！ 3. (本籍も変更になった方は) 本籍変更通 知書または本籍変更証明書  ※2、3ともに本人の氏名が記載されてい るもの。ご不明な点につきましては、事前 にお問い合わせください。  ※運転経歴証明書は、住所変更のみです。
運転経歴証明書 の住所の変更	○県内各警察署及び 幹部交番(山口南警察 署を除く) 平日 (8:30~16:30)		

※住居表示変更証明書は、下記の市窓口で、申請に応じて無料で発行いたします。

令和4年2月18日までに事前申請された方につきましては、2月19日以降に届くように、証明書を新住所へ郵送いたします(上記期間中の申請に限り、証明書の郵送料は不要です)。

[発行窓口] 市役所3階生活安全課、各総合支所地域振興課、各地域交流センター(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)、および分館、大海総合センター

※本籍変更通知書は、市民課から、住居表示実施後一週間ほどで戸籍の筆頭者宛てに郵送いたします。

本籍変更通知書には、同一戸籍の方全員のお名前が記載されております。上記各警察署や総合交通センターで手続きをされる際は、確認後に返却されますので、同一戸籍内の方全員でお使いいただくことができます。

同一戸籍の方が遠隔地に住んでいる等のご事情により、本籍変更通知書のみでは手続きが困難な方につきましては、本籍変更証明書を下記の市窓口で、申請に応じて無料で発行いたします。

[発行窓口] 市役所1階市民課、各総合支所総合サービス課、各地域交流センター(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)、および分館、大海総合センター

私は今回の住居表示実施区域に本籍があるから、運転免許証の住所変更の際に、本籍変更もしておかないと。

戸籍の筆頭者である父の本籍変更通知書があれば、本籍の変更手続きもできるのね。同一戸籍者全員で使いまわせるようだし、通知書が届き次第、父と母と一緒に手続きに行こう。



運転免許証や、運転経歴証明書は本人確認書類としても使っているから、早く変更しておかないと不便だね。

それに、運転免許証の住所の変更は届けておかないと、免許の更新時期を教えてくれるはがきが届かなくなってしまうから困るからね。早目に届出をしよう。

## ■4 自動車、オートバイを所有している方

こんなことは (事柄)	どこへ (申請先・届出先)	いつまでに (期限)	持って行くもの (必要書類など)
原動機付自転車 (125cc以下)や小型特殊自動車の証明書類の所有者及び使用者欄の住所変更	市役所1階市民税課 ☎ 083-934-2734 各総合支所総合サービス課、各地域交流センター(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)、および分館、大海総合センター	手続きは必要ありません。	
3・4輪の軽自動車の自動車検査証の所有者、使用者欄の住所変更及び使用の本拠の位置の変更	軽自動車検査協会 山口事務所 山口市葵一丁目5番57号 ☎ 050-3816-3085 (コールセンター)	なるべく早めに手続きをしてください。 (道路運送車両法では変更から15日以内に申請をしなければならないことになっています。)	1. 住居表示変更証明書または通知書(写し可) 2. 自動車検査証 ※ご不明な点につきましては、事前にお問い合わせください。
軽二輪車(125cc超250cc以下)の軽自動車届出済証または二輪車(250ccを超えるもの)の自動車検査証の所有者、使用者欄の住所変更及び使用の本拠の位置の変更	中国運輸局 山口運輸支局 山口市宝町1番8号 ☎ 050-5540-2073 (コールセンター)	なるべく早めに手続きをしてください。 (道路運送車両法では変更から15日以内に申請をしなければならないことになっています。)	1. 住居表示変更証明書または通知書(写し可) 2. 軽自動車届出済証または自動車検査証 3. 法人の場合は、1に代えて、登記事項証明書等(写し可) ※ご不明な点につきましては、事前にお問い合わせください。
普通自動車の自動車検査証の所有者、使用者欄の住所変更及び使用の本拠の位置の変更	中国運輸局 山口運輸支局 山口市宝町1番8号 ☎ 050-5540-2073 (コールセンター)	なるべく早めに手続きをしてください。 (道路運送車両法では変更から15日以内に申請をしなければならないことになっています。)	1. 住居表示変更証明書または通知書(写し可) 2. 自動車検査証 3. 委任状(代理人による申請の場合に限り必要)(ただし、所有者と使用者が異なる場合で、使用者のみ該当の場合は、所有者の委任状は不要です。) 4. 法人の場合は、1に代えて、登記事項証明書等(写し可) ※ご不明な点につきましては、事前にお問い合わせください。

注) 住居表示変更証明書の変更前住所と車検証の住所とが異なる場合や、車種によっては、上記以外にも書類の添付が必要となることがあります。手続きをされる場合には事前にお問い合わせください。

なお、自動車損害賠償責任保険証書の住所は、保険会社で変更してください。

## ■5 不動産（土地・建物）の登記

こんなことは (事柄)	どこへ (申請先・届出先)	いつまでに (期限)	持って行くもの (必要書類など)
不動産(土地・建物) 所有者の住所変更 登記	山口地方法務局 山口市中河原町 6 番 16 号 ☎083-922-2295 (音声案内③→④)	期限はありませんが、なるべく早めに手続きをしていただくことをお勧めします。	1. 変更登記申請書 2. 住居表示変更証明書または通知書 3. 印鑑(認印も可) 4. 本人以外は委任状  ◎登記手続案内は予約制です。詳細については山口地方法務局にお尋ねください。  ※住居表示変更証明書添付の場合、登録免許税はかかりません。

## ■6 会社、各種法人の登記

こんなことは (事柄)	どこへ (申請先・届出先)	いつまでに (期限)	持って行くもの (必要書類など)
会社・各種法人の本 店・主たる事務所・ 支店・従たる事務所 の所在地及び代表 者、役員等の住所変 更登記	○山口県内に本店または 主たる事務所がある場合 ⇒山口地方法務局 山口市中河原町 6 番 16 号 ☎ 083-922-2295 (音声案内③→⑤)  ○山口県外に本店、主たる 事務所があり、支店または 従たる事務所に変更があ る場合 ⇒上記窓口でお尋ねくだ さい。	本店:2週間以内 支店:3週間以内	1. 変更登記申請書 2. 住居表示変更証明書または通知書 3. 法務局へ届出の印鑑 4. 本人以外は委任状 5. 支店での登記は本店で変更登記 をした登記事項証明書  ◎登記手続案内は予約制です。詳細 については山口地方法務局にお 尋ねください。 ※住居表示変更証明書添付の場合、 登録免許税はかかりません。

## ■7-1 年金の給付を受けている方

こんなことは (事柄)	どこへ (申請先・届出先)	いつまでに (期限)	持って行くもの (必要書類など)
厚生年金・国民年金・ 船員保険受給者の住所変更	山口年金事務所 山口市吉敷下東一丁目8番8号 ☎ 083-922-5660 (音声案内⑤)	日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は、住所変更届出は原則不要です。 マイナンバーが未登録の方などは、届出が必要です。速やかに「年金受給権者住所変更届」をご提出(送付)ください。	「年金受給権者住所変更届」は、年金事務所、市保険年金課、各総合支所総合サービス課及び各地域交流センター(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)、および分館、大海総合センターにあります。
軍人恩給者の住所変更	総務省人事恩給局 新宿区若松町19-1 ☎ 03-5273-1400	手続きは必要ありません。	
共済年金受給者の住所変更	共済組合	※厚生年金・国民年金・船員保険の各種年金と共済組合から年金を受け取られている場合、手続きは必要ありません。 <u>共済組合からのみ年金を受け取られている方は、それぞれの共済組合(下記参照)にお問い合わせください。</u>	

### 共済組合連絡先(一部抜粋)

共済組合連絡先	住所	電話
国家公務員共済組合連合会	〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10	03-3265-8155
公立学校共済組合	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5	03-5259-1122
日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部	〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5	03-3813-5321
警察共済組合 山口県警察本部厚生課	〒753-8504 山口市滝町1-1	083-933-0110 (内線2781, 2782)
農林漁業団体職員共済組合	〒101-8511 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル10階	03-3219-3100
地方職員共済組合山口県支部 県総務部給与厚生課給付班	〒753-8504 山口市滝町1-1	083-933-2069
山口県市町村職員共済組合 年金課	〒753-0072 山口市大手町9-11 山口県自治会館内	083-925-6550

※年金受給権者異動報告書と市発行の住居表示変更証明書の添付提出を求められる場合が多いようです。



日本年金機構にマイナンバーが登録されているかどうか、どうやって確認するんじやろ…。

令和4年6月中旬に年金額改定通知書を送付する予定です。その際、住所が新住所に変わっていない方はマイナンバーが登録されていない可能性が高いです。年金受給者の住所変更届(上記『持って行くもの』参照)で新住所をお知らせください。



## ■7-2 年金に加入している方

こんなことは (事柄)	どこへ (申請先・届出先)	いつまでに (期限)	持って行くもの (必要書類など)
国民年金 第1号被保険者の住所変更	市役所1階保険年金課 ☎ 083-934-2801 各総合支所総合サービス課		基礎年金番号とマイナンバーが紐付いている方は、住所変更届出は原則不要です。紐付いていない方は、届出が必要です。
国民年金 第3号被保険者の住所変更	配偶者の勤務先の担当者		※令和4年6月以降に届く『ねんきん定期便』の住所が新住所に変わっていない方は、基礎年金番号とマイナンバーが紐付いていない可能性が高いです。左記『どこへ』を参照のうえ、お問い合わせください。
厚生年金 被保険者の住所変更	勤務先の担当者		

## ■8 健康保険、介護保険に加入している方

こんなことは (事柄)	どこへ (申請先・届出先)	いつまでに (期限)	持って行くもの (必要書類など)
国民健康保険 被保険者証(兼高齢受給者証)、 限度額適用(・標準負担額減額) 認定証の住所変更	市役所1階保険年金課 ☎ 083-934-2802 各総合支所総合サービス課		手続きは必要ありません。 新しく被保険者証等を郵送いたします。 (3月上旬頃)
上記以外の健康保険 (全国健康保険協会、健康保険 組合、共済組合など) 被保険者証等の住所変更	勤務先の担当者 または会社の健康保険組合		※それぞれ異なりますので、勤務先の担当者にお問い合わせください。
後期高齢者医療 被保険者証、限度額適用(・標準 負担額減額)認定証、特定疾 病療養受療証の住所変更	市役所1階保険年金課 ☎ 083-934-2969 各総合支所総合サービス課		手続きは必要ありません。 新しく被保険者証等を郵送いたします。 (3月上旬頃)
介護保険 被保険者証、介護保険負担割合 証、介護保険負担限度額認定証 の住所変更	市役所1階介護保険課 ☎ 083-934-2795 各総合支所総合サービス課		手続きは必要ありません。 新しく被保険者証等を郵送いたします。 (3月上旬頃)

新しい被保険者証、認定証が届くまでの期間は、旧住所地の被保険者証、認定証がそのままご使用いただけます。



## ■ 9 その他の医療証、証書、手帳をお持ちの方

こんなことは (事柄)	どこへ (申請先・届出先)	いつまでに (期限)	持って行くもの (必要書類など)
福祉医療費受給者証の 住所変更 (重度、乳幼児、ひとり 親、こども医療)	市役所 1階保険年金課 ☎ 083-934-2803 各総合支所総合サービス課	手続きは必要ありません。 新しく受給者証を郵送いたします。 (3月上旬頃)	
児童扶養手当・特別児 童扶養手当の証書の住 所変更	市役所 1階こども未来課 ☎ 083-934-2797 各総合支所総合サービス課	手続きは必要ありません。	
身体障害者手帳の住所 変更 療育手帳の住所変更 精神障害者保健福祉手 帳の住所変更	市役所 1階 福祉総合相談窓口 障がい福祉課 ☎ 083-934-2794 各総合支所総合サービス課	都合のよい時 に手続きをし てください。	手帳 ※カード式療育手帳であれば、 写真が必要な場合があります。
自立支援医療受給者証 (更正・育成・精神通 院)の住所変更			自立支援医療受給者証(更正・育 成・精神通院)
被爆者健康手帳の住所 変更	山口県山口健康福祉センタ ー(山口環境保健所) 山口市吉敷下東三丁目1番 1号 ☎ 083-934-2531	変更後1か月 以内	申請書 被爆者健康手帳 住居表示変更証明書 印鑑 ※手当受給中の方は手当証書

## ■ 10 マイナンバーカード(個人番号カード)

こんなことは (事柄)	どこへ (申請先・届出先)	いつまでに (期限)	持って行くもの (必要書類など)
マイナンバーカード (個人番号カード)の 住所変更	市役所 1階市民課 ☎ 083-934-2771 小郡総合支所 総合サービス課 ☎ 083-973-8134  その他の各総合支所 総合サービス課	期限はありま せん。 なお、毎週木 曜日の延長窓 口時間中は手 続きできませ ん。	マイナンバーカード(個人番号カード)  

※通知カードの住所変更は手続きをする必要はありません。

## ■ 1 1 在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カードをお持ちの方

こんなことは (事柄)	どこへ (申請先・届出先)	いつまでに (期限)	持って行くもの (必要書類など)
在留カード、特別永住者証明書の住所変更	市役所1階市民課 ☎ 083-934-2771 小郡総合支所 総合サービス課 ☎ 083-973-8134  各総合支所総合サービス課	都合のよい時に手続きをしてください。 ただし、毎週木曜日の延長窓口時間中は手続きできません。	在留カード 特別永住者証明書
住民基本台帳カードの住所変更	市役所1階市民課 ☎ 083-934-2771 小郡総合支所 総合サービス課 ☎ 083-973-8134  各総合支所総合サービス課	期限はありません。 なお、毎週木曜日の延長窓口時間中は手続きできません。 (表面に写真、住所の記載のあるカードのみ手続きが必要です)	住民基本台帳カード
公的個人認証サービスの電子証明書の住所変更	市役所1階市民課 ☎ 083-934-2771 各総合支所総合サービス課	手続きは必要ありません。	

## ■ 1 2 旅券 (パスポート)

こんなことは (事柄)	どこへ (申請先・届出先)	いつまでに (期限)	持って行くもの (必要書類など)
旅券 (パスポート) の住所変更	手続きは必要ありません。 最終ページの住所を自書により、書き換えてください。		

### ■ 13 その他事業所、営業所関係など

こんなことは (事柄)	どこへ (申請先・届出先)	いつまでに (期限)	持って行くもの (必要書類など)
全国健康保険協会健康保険(協会けんぽ)適用の事業所、厚生年金加入の事業所の所在地の変更	山口年金事務所 山口市吉敷下東一丁目8番8号 ☎ 083-922-5660 (音声案内⑤)	速やかに手続きをしてください。	1. 事業所所在地変更届 2. 法人事業所の場合は、法人登記簿謄本(現在事項証明)のコピー 3. 個人事業所の場合は、事業主の住民票の写しのコピー
病院・診療所、助産所、施術所、歯科技工所等、医療法人(法人事務所、開設病院・診療所等)、介護保険・障害福祉サービス事業所の所在地の変更	山口県山口健康福祉センター(山口環境保健所) 保健福祉・総務室 山口市吉敷下東三丁目1番1号 ☎083-934-2528	それぞれの手続きは、左記にお問い合わせください。	
環境衛生関係法に基づく各種営業許可指令書等(理容・美容・浴場・旅館・クリーニングなど)の営業施設の所在地の変更	山口県山口健康福祉センター(山口環境保健所) 生活環境課 山口市吉敷下東三丁目1番1号 ☎083-934-2534	手続きは必要ありません	
食品衛生法に基づく各種営業許可証(飲食店等)の営業所所在地の変更	山口県山口健康福祉センター(山口環境保健所) 生活環境課 山口市吉敷下東三丁目1番1号 ☎083-934-2535	手続きは必要ありません。	
風俗営業・古物営業・質屋営業・警備業などの許可証等の住所変更	山口南警察署 ☎ 083-972-0110 山口警察署 ☎ 083-924-0110	手続きは必要ありません。 ただし、書き換えを希望される場合は、事前に警察署生活安全課へお問い合わせください。	

最後まで読んでいただきまして、ありがとうございました。



必要な手続きはいくつございましたか？

手続きの数ほど、住居表示変更証明書が必要になるかと存じます。

毎年、実施日（令和4年2月19日）直後は、証明書の発行窓口が大変混雑し、市民の皆さまに大変なご負担をお掛けしております。

このため、山口市では、**対象区域の住居表示変更証明書の事前申請を受け付けます。**

実施日前（令和4年2月18日まで）に申請いただいた方には、2月19日の住居表示実施日以降に届くように、証明書を新住所へ郵送にてお届けいたします（送料は無料です）。

申請書を同封しておりますので、必要事項をご記入のうえ、住民説明会当日にご持参いただくか、市役所1階生活安全課、または小郡総合支所地域振興課にお届けください。

1枚の申請書で、同一世帯の全ての世帯員の分を申請できますが、住所が同じであっても世帯を別になっている場合は、世帯ごとにそれぞれ申請書が必要となりますので、ご注意ください。

# MEMO

住居表示変更証明書を申請した日付や枚数の、メモにご利用ください。

申請した日	証明を要する方の氏名	申請枚数
		枚
		枚
		枚
		枚
		枚
		枚
		枚
		枚
		枚
		枚